

# 自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Jimoto Holdings

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下「持株自己資本比率告示又は告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

また、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

## 自己資本の構成に関する開示事項（連結）

（単位：百万円、％）

項目	当中間期末	経過措置による 不算入額	前中間期末	経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	104,618		99,954	
うち、資本金及び資本剰余金の額	84,138		84,138	
うち、利益剰余金の額	21,102		16,441	
うち、自己株式の額（△）	1		0	
うち、社外流出予定額（△）	620		624	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 55		—	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	△ 55		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		—	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—		—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,076		3,050	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,076		3,050	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	5,490		6,100	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,144		2,438	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		248	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	236		—	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 115,511		111,792	
<b>コア資本に係る調整項目</b>				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	941	1,837	723	1,396
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	482		723	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	459	1,837	—	1,396
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	172	1,248	—	1,295
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
退職給付に係る資産の額	299	1,198	—	268
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0	—	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—		—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 1,414		723	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額（(イ) - (ロ)）	(ハ) 114,096		111,068	
<b>リスク・アセット等</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,059,933		1,006,136	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 4,397		△ 17,954	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	1,837		1,396	
うち、繰延税金資産	691		788	
うち、退職給付に係る資産	1,198		268	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 13,421		△ 25,828	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	5,295		5,419	
うち、自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0		0	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	64,277		62,929	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 1,124,210		1,069,066	
<b>連結自己資本比率</b>				
連結自己資本比率（(ハ) / (ニ)）	10.14 %		10.38 %	

（注） 1. 上記「自己資本の構成に関する開示事項（連結）」に掲げた計表は、平成27年3月26日公布の金融庁告示第25号により定められた様式に従って記載しております。

なお、本表中、「当中間期末」とあるのは、「平成27年9月末」を「前中間期末」とあるのは、「平成26年9月末」を指します。

2. 上記計表の当中間期末に係る「項目」については、平成27年3月26日公布の「金融庁告示第24号 附則第4条」に基づき、「コア資本に係る調整後少数株主持分の額」を「コア資本に係る調整後非支配株主持分の額」とし、「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」を「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」としております。

# 自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Jimoto Holdings

## 定量的な開示事項

その他金融機関等（持株自己資本比率告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ございません。

### 自己資本の充実度に関する事項

#### 信用リスクに対する所要自己資本の額（連結）

（単位：百万円）

項目	平成26年9月期		平成27年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
[資産（オン・バランス）項目]				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	1	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,023	40	581	23
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	406	16	372	14
我が国の政府関係機関向け	8,158	326	5,558	222
地方三公社向け	50	2	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	35,842	1,433	32,720	1,308
法人等向け	385,830	15,433	391,547	15,661
中小企業等向け及び個人向け	244,595	9,783	255,320	10,212
抵当権付住宅ローン	58,533	2,341	56,045	2,241
不動産取得等事業向け	152,909	6,116	178,376	7,135
三月以上延滞等	3,244	129	2,013	80
取立未済手形	29	1	21	0
信用保証協会等による保証付	7,811	312	8,375	335
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	8	0	48	1
出資等	24,079	963	56,102	2,244
（うち出資等のエクスポージャー）	24,079	963	56,102	2,244
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	91,409	3,656	69,594	2,783
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	43,047	1,721	22,369	894
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	7,056	282	6,472	258
（うち上記以外のエクスポージャー）	41,305	1,652	40,752	1,630
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	17	0	9	0
（うち再証券化）	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	7,873	314	9,024	360
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 25,828	△ 1,033	△ 13,421	△ 536
資産（オン・バランス）計	995,993	39,839	1,052,332	42,093
[オフ・バランス取引等項目]				
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	347	13	204	8
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	51	2	82	3
N I F又はR U F	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	273	10	45	1
内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	8,553	342	6,238	249
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	727	29	613	24
派生商品取引	67	2	144	5
長期決済期間取引	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目計	10,022	400	7,329	293
[CVAリスク相当額]（簡便的リスク測定方式）	116	4	256	10
[中央清算機関関連エクスポージャー]	4	0	15	0
合計	1,006,136	40,245	1,059,933	42,397

（注） 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

#### 連結総所要自己資本額

（単位：百万円）

項目	平成26年9月期	平成27年9月期
	所要自己資本の額	
信用リスク（標準的手法）	40,245	42,397
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	2,517	2,571
合計	42,762	44,968

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

（連結）

（単位：百万円）

	平成26年9月期					平成27年9月期				
	信用リスク・エクスポージャー中間期末残高					信用リスク・エクスポージャー中間期末残高				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー	
国内計	2,690,394	1,781,928	778,533	339	6,114	2,684,450	1,798,858	717,782	723	2,816
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,690,394	1,781,928	778,533	339	6,114	2,684,450	1,798,858	717,782	723	2,816
製造業	164,679	132,333	31,800	—	499	164,755	138,017	26,492	—	207
農業、林業	7,985	7,769	200	—	15	8,397	8,178	200	—	17
漁業	369	367	—	—	1	223	220	—	—	3
鉱業、採石業、砂利採取業	824	824	—	—	—	678	678	—	—	—
建設業	118,139	114,515	3,473	—	134	122,518	118,785	3,593	—	127
電気・ガス・熱供給・水道業	9,794	3,715	6,074	—	—	7,677	4,024	3,649	—	—
情報通信業	13,107	9,359	3,578	—	146	11,856	9,684	2,125	—	26
運輸業、郵便業	71,174	41,854	29,209	—	7	66,889	46,620	20,195	—	0
卸売業、小売業	142,952	134,283	7,999	—	595	138,696	132,862	5,556	—	221
金融業、保険業	493,621	277,907	214,861	339	—	420,468	247,455	172,038	723	—
不動産業、物品賃貸業	254,991	248,237	5,094	—	1,522	275,487	270,832	4,289	—	258
各種サービス業	170,241	162,449	6,032	—	1,737	169,119	163,862	4,509	—	720
国・地方公共団体	632,519	200,884	430,969	—	—	598,789	219,462	378,681	—	—
その他	609,994	447,426	39,238	—	1,454	698,893	438,173	96,450	—	1,234
業種別合計	2,690,394	1,781,928	778,533	339	6,114	2,684,450	1,798,858	717,782	723	2,816
1年以下	479,222	385,597	89,790	—	2,583	448,483	327,501	118,236	0	978
1年超3年以下	332,936	136,881	195,761	28	191	279,865	144,558	135,119	1	130
3年超5年以下	385,783	187,261	197,998	35	403	426,933	202,049	224,709	35	112
5年超7年以下	281,065	157,786	123,084	95	99	267,889	167,690	100,012	80	82
7年超10年以下	247,396	168,172	78,518	—	674	205,704	153,143	52,361	—	177
10年超	728,983	661,834	65,443	180	1,524	787,517	733,703	52,432	605	776
期間の定めのないもの	235,006	84,393	27,935	—	636	268,056	70,211	34,911	—	558
残存期間別合計	2,690,394	1,781,928	778,533	339	6,114	2,684,450	1,798,858	717,782	723	2,816

（注）1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

（連結）

（単位：百万円）

	平成26年9月期			平成27年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	4,380	△ 1,329	3,050	3,735	△ 658	3,076
個別貸倒引当金	11,370	△ 954	10,416	9,847	971	10,819
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	15,750	△ 2,283	13,467	13,582	312	13,895

（注）一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳  
(連結)

(単位：百万円)

	平成26年9月期			平成27年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	11,370	△ 954	10,416	9,847	971	10,819
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	11,370	△ 954	10,416	9,847	971	10,819
製造業	1,662	197	1,860	1,710	672	2,382
農業、林業	49	5	54	61	0	61
漁業	22	68	91	84	△ 49	35
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	790	△ 130	659	772	103	875
電気・ガス・熱供給・水道業	44	△ 2	41	38	△ 2	35
情報通信業	168	△ 3	164	123	△ 14	109
運輸業、郵便業	417	△ 97	319	316	△ 3	312
卸売業、小売業	2,052	△ 1,180	872	1,018	181	1,200
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	2,488	△ 194	2,294	864	△ 113	751
各種サービス業	1,923	447	2,370	3,240	95	3,336
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他の	1,751	△ 62	1,688	1,616	102	1,718
業種別合計	11,370	△ 954	10,416	9,847	971	10,819

業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額  
(連結)

(単位：百万円)

	平成26年9月期	平成27年9月期
製造業	6	27
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	5
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	131	24
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	90	—
各種サービス業	—	35
国・地方公共団体	—	—
その他の	13	31
業種別合計	241	126

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに持株自己資本比率告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号及び第225条第1項（持株自己資本比率告示第103条、第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(連結)

(単位：百万円)

	平成26年9月期		平成27年9月期	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	342,125	641,094	294,117	652,718
10%	17,434	161,575	16,048	144,465
20%	184,573	18,372	172,746	19,452
35%	—	163,875	—	157,422
50%	103,697	8,704	106,409	8,804
75%	—	322,291	—	336,389
100%	32,600	583,789	44,195	615,025
150%	—	1,086	—	781
250%	—	118	—	182
1250%	—	—	—	—
合計	680,431	1,900,906	633,516	1,935,241

(注) 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやサブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

## 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成26年9月期	平成27年9月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	46,111	42,795
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	148,014	137,265

(注) 適格金融資産担保には、貸出金と自行預金の相殺が可能なエクスポージャー（平成26年9月期：20,229百万円、平成27年9月期：23,933百万円）を含んでおります。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### イ. 与信相当額の算出に用いる方式

通貨関連取引等の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して与信相当額を算出する方式をいいます。

### ロ. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成26年9月期	平成27年9月期
グロス再構築コストの額の合計額	—	—

### ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

	平成26年9月期	平成27年9月期
与信相当額	339	723
派生商品取引	339	723
外国為替関連取引	—	—
金利関連取引	339	723
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

### ニ. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

(単位：百万円)

	平成26年9月期	平成27年9月期
ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額	—	—

### ホ. 担保の種類別の額

該当ございません。

### ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

	平成26年9月期	平成27年9月期
与信相当額	339	723
派生商品取引	339	723
外国為替関連取引	—	—
金利関連取引	339	723
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

### ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ございません。

### チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

**証券化エクスポージャーに関する事項**

持株会社グループがオリジネーターである証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項  
該当ございません。

持株会社グループが投資家である証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成26年9月期	平成27年9月期
住宅ローン債権	87	47
合計	87	47

(注) オフ・バランス取引については該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーの額  
該当ございません。

- (2) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額  
投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成26年9月期		平成27年9月期	
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
20%	87	0	47	0
合計	87	0	47	0

(注) オフ・バランス取引については該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額  
該当ございません。

- (3) 持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ございません。
- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳  
該当ございません。

**銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項**

中間連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成26年9月期		平成27年9月期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	13,767		13,439	
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	1,457		1,559	
合計	15,225		14,998	

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成26年9月期	平成27年9月期
売却損益額	95	391
償却額	2	1

中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成26年9月期	平成27年9月期
中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	4,965	6,241

中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

**信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額**

該当ございません。

**銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額**

持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する銀行勘定の経済的価値の増減額

(単位：百万円)

	平成26年9月期	平成27年9月期
	△ 5,399	△ 4,292

(注) 1. 銀行子会社2行単体の金利リスク量を合算しております。(銀行子会社の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であることから、銀行単体の金利リスク量を計測しております。)  
 2. 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値による金利ショックに対する経済的価値の増減額であります。  
 3. 日本円以外の外貨建資産・負債の割合は5%未満となっているため、円建の資産・負債に含めて経済的価値の増減額を計測しております。